



山科区シンボルマーク

(広報資料)

令和2年4月10日

京都市山科区役所

担当 地域力推進室総務・防災担当

TEL 5 9 2 - 3 0 6 6

## 令和2年度「山科“きずな”支援事業」の実施について ～山科ならではの地域の活動や事業を応援します～

山科区役所では、区民の皆様の主体的なまちづくりを支援するため、地域団体、NPO法人、大学等が自発的・自主的に企画、運営される事業に対し、必要とする経費の一部を補助する「山科“きずな”支援事業」を実施します。

山科ならではの地域力を活かした取組に補助金を交付し、区民の皆様の主体的なまちづくりをしっかりと応援していきます。たくさんの申請をお待ちしています。(申請には、事前相談が必要です。申請を予定されている団体等は、山科区役所まで御連絡ください。)

### 1 募集期間

令和2年4月21日(火)～5月18日(月)【必着】

※ 受付は、平日の午前8時30分～午後5時

### 2 対象事業

「第2期山科区基本計画」の実現に向けて、令和2年度中に区民や地域団体、NPO法人、大学等が山科区内で実施する次のような事業

<山科区基本計画に掲げる取組分野>

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| ○自然を守り環境美化・保全を進める事業 | ○まちの魅力・観光を磨き高める事業  |
| ○交通環境の利便性の向上につながる事業 | ○子どもと子育てを応援する事業    |
| ○障害のある方の社会参加を応援する事業 | ○健康寿命の延伸につながる事業    |
| ○地域のつながりを強める事業      | ○暮らしの安心・安全を高める事業 等 |

※ ただし、補助金交付の決定前に完了する事業や政治・宗教・営利を目的とする事業、京都市の他の制度による補助金を受ける事業等は対象になりません。

### 3 支援内容

区分	対象となる活動	補助金交付額
一般型	地域団体，NPO法人，グループ等が行うまちづくり活動や事業	補助対象経費の2／3以内 (上限30万円)
大学連携型	大学の研究成果を地域に還元する事業又は学生が地域住民と共同で地域課題の解決等を行う事業（ただし，調査・学術研究を主たる目的とした事業を除く。）	補助対象経費の3／4以内 (上限30万円)

※ 補助期間はいずれも1年間。同一事業は3回まで採択可能です。

### 4 対象団体

山科区内で対象となる事業を主体的に実施する団体（個人は不可。法人格の有無は問わない。）。ただし，以下の要件に該当する団体を除きます。

<対象とならない団体>

- ・ 「京都市暴力団排除条例」第2条第1号に規定する暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体又は構成員に暴力団員若しくは暴力団密接関係者がいる団体
- ・ 公の秩序又は善良の風俗に反する活動を行う団体
- ・ その他山科区長が不相当と認めた団体

### 5 審査方法

6月中旬に開催予定の「京都市山科きずな支援事業審査委員会」において，書類審査及び必要に応じてヒアリングを行い，その結果をもとに交付の可否や交付額及び交付条件を決定します。審査結果は7月上旬に通知予定です。

### 6 応募方法

山科区役所での事前相談に参加した後に，申請書に必要事項を記入し，必要書類を添付のうえ，「7 お問合せ・お申込先」まで持参又は郵送で提出してください。

- ※ 山科区役所ホームページから募集要領及び申請書をダウンロードできます。
- ※ 申請前にまちづくりアドバイザーと担当職員による事前相談（要予約）を実施します。事前相談は申請に当たっての必須条件ですので，事前予約（先着順）のうえ，必ず参加してください。

＜相談日＞	4月	21日(火)	24日(金)	27日(月)	28日(火)	30日(木)
	5月	7日(木) 午後のみ	11日(月) 午後のみ	12日(火)	14日(木)	15日(金)

＜時間帯＞午前10時～12時，午後1時～5時

※ 相談時間は，原則1事業につき1時間です。

## 7 お問合せ・お申込先

〒607-8511 山科区柳辻池尻町14-2（郵送は住所記載不要）

山科区役所地域力推進室総務・防災担当（区役所2階 ⑳番窓口）

TEL：592-3066

FAX：502-1639

電子メール：yamashina@city.kyoto.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.kyoto.lg.jp/yamasina/>